

第 8 回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 8 月 24 日 午後 6 時から

2 開催場所 由仁町役場 3 階大会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 土地の賃貸借解約通知について
(1 件)

日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(所有権移転 1 件)

日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分 1 件)

日程第 6 議案第 4 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転 2 件、賃貸借 1 件)

4 出席
委員

1番 鷺見幸生	2番 杉本道哉	3番 川端敦
4番 田中昭一	5番 高橋智	6番 森長正徳
7番 西田勝敏	8番 佐藤弘之	9番 河端英利
10番 松田一博	11番 橋口善一郎	12番 青山佳代子
13番 奥野宏栄	14番 中道雅彦	15番 北川正則

5 事務局
説明員

主査 鈴木 渉

主査 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いします。
ご着席ください。

主査 ただいまから令和5年第8回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

主査 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いします。

議長 本日招集いたしました令和5年由仁町農業委員会第8回総会の出席者は15名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第8回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
5番 高橋委員、6番 森長委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います
が、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第 3、議案第 1 号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

主査 議案第 1 号『土地の賃貸借解約通知について』
土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。
内容について、ご説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第 1 号について
農地の賃貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第 18 条第 1 項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要がありますが、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から 6 か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第 18 条第 6 項の規定により合意による解約をした日の翌日から 30 日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。
議案の 2 ページをお開きください。本件は、今後売買するため、賃貸借の解約 1 件であります。

1 番、貸主は恵庭市恵み野の■■■■氏、借主は古山自治区の■■■■氏でございます。

土地の所在は、古山 682-1 の 1 筆の畑で、面積は 17,297 m²のうち 14,000 m²です。

議案資料の 1 ページをお開きください。

『解約通知書』については、8 月 17 日付けで提出があり、合意解約の成立した日は通知書の提出と同日付で、土地の引渡しは 8 月 17 日に行われるものであります。

また、6 か月以内の要件及び 30 日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議長 議案第 1 号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 1 号については、当農業委員会として通知書のとおり
決定することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 1 号については、当農業委員会として通知書
のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 4、議案第 2 号『農地法第 3 条の規定による許
可申請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

主査 議案第 2 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があった
ので、その許可の可否の決定を求めるものであります。
内容について、ご説明いたしますので、ご審議くださいます
ようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第 2 号について
本件は、所有権移転 1 件であります。
農地法第 3 条により権利を取得するためには、農地法第 3 条
第 2 項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農
地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事
業に必要な農作業に常時従事すること」、「地域に調和するこ
と」という各要件を満たしていなければなりません、全ての
要件を満たしているものと判断されます。
それでは議案 4 ページをお開きください。

1 番ですが、土地の所在は西三川 813 の 1 筆の畑で、面積は
462 m²です。

譲渡人は、西三川自治区の■■■■氏、譲受人は西三川自治区の■■■■氏です。

申請理由は、譲渡人は、離れ地により耕作することができないため申請地を売却するもので、譲受人は、申請地を買い受け経営を拡大するものであります。

農地の売買価格については、■■■■円で、10 a あたり ■■■■円でございます。

申請地の所在について説明しますので、議案資料 2 ページをお開きください。

申請地は、道道幌内三川停車場線の西側にある西三川地区の農地で、許可申請地と白線で囲まれている箇所でございます。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

議長 議案第 2 号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 2 号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 2 号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 5、議案第 3 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

（議案朗読）

主査 議案第 3 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容について、ご説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

主査

議案第3号について

本件は砂利採取に伴う一時転用1件であります。

議案の6ページをお開きください。

申請者は、土地所有者である川端自治区の[]氏で、事業実施者は、由仁町川端の[]です。

事業実施場所につきましては、川端 2051 の1筆の畑で、転用面積は 15,281 m²です。

転用期間は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までです。

立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の3・4ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の7ページをお開きください。

右上の航空写真図になりますが、国道274号線沿いの川端地区にある、申請地と白線で囲まれた農地です。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長

本件については、事前に8月16日、農地部会が開催されておりますので、川端敦部会長から報告をいただきます。

部会長

本件については、8月16日農地部会を開催し、審査を行った結果、部会として許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長

説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員

ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 3 号については、当農業委員会として可として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 3 号については、可として北海道農業会議へ意見聴取することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 6、議案第 4 号『旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

主査 議案第 4 号『旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について』

旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容について、ご説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第 4 号について

本件は、所有権移転の売買が 2 件、賃貸借が 1 件の農用地利用集積計画です。利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の 8 月 31 日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、
農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。
の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案 9 ページをお開きください。

1 番から 2 番については、所有権移転の案件で、畑地化申請による農地保有合理化事業の早期売渡に伴う公益財団法人北海道農業公社からの売渡しでございます。

1 番ですが、土地の所在は古山 1233 から 1237 の 2 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 28,336 m²です。

売買価格は、■■■■円、譲受人は、古山自治区の■■■■氏、令和 2 年度の 5 年タイプ事業で、譲受人の申し出により 2 年早期の売渡でございます。

2 番ですが、土地の所在は東三川 1762 の 1 筆の田で、面積は 5,301 m²です。

売買価格は、■■■■円、譲受人は、東三川自治区の■■■■■■■■、令和元年度の 5 年タイプ事業で、譲受人の申し出により 1 年早期で一部分のみの売渡でございます。

議案の 10 ページをお開きください。

3 番ですが、賃貸借で、土地の所在は、本三川 497-1 から 646 の 5 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 42,868 m²です。

賃貸借期間は、令和 6 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり ■■■■円、畑が 10a 当たり ■■■■円、年間 ■■■■円です。

貸主は、本三川自治区の■■■■氏、借主は、同じ本三川自治区の■■■■氏で、新規の案件です。

以上で議案第 4 号の 1 番から 3 番までの説明を終わります。

議長 議案第 4 号の 1 番から 3 番までの内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 4 号の 1 番から 3 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 4 号の 1 番から 3 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。

本日予定しておりました議案については、すべて終了いたし

ましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会後引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 18 時 30 分)

議事録署名委員

5 番 高橋 智 

6 番 森長 正統 